

保育料や一時預かりの利用料等への助成

子育て家庭を経済的に支援するため、県と市町村が協力し、出生順位や年齢、利用する施設を問わず、国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない0～2歳児(住民税非課税世帯を除く)の保育料や一時預かりの利用料等幅広く助成しています。

助成内容

助成の実施・内容については、市町村によって対応が異なります。詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

1 すこやか子育て支援事業

県では、これまで実施してきた保育料の助成に加えて、令和元年10月から実施される幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳から就学前までのお子さんの副食費(おかず代)について、助成を開始します。

保育料助成

- ①対象年齢 0歳～就学前まで
- ②出生順位 第1子から
- ③対象施設 認可保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等
- ④所得制限 幼稚園 世帯年収約680万円まで
保育所 世帯年収約640万円まで

⑤助成率

- ・市町村住民税所得割課税額に応じ、1/2又は1/4
- ・ひとり親家庭は一律1/2
- ・平成28年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降の保育料を**全額助成**
- ・平成30年4月2日以降に生まれた第2子以降の保育料を**全額助成**
- ・平成30年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降の保育料を半額助成(世帯年収約640万円から930万円まで)

副食費助成

- ①対象年齢 3歳から就学前まで
- ②出生順位 第1子から
- ③対象施設 認可保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等
- ④所得制限 世帯年収約360万円～
(世帯年収約360万円未満世帯は、国の制度により副食費免除)

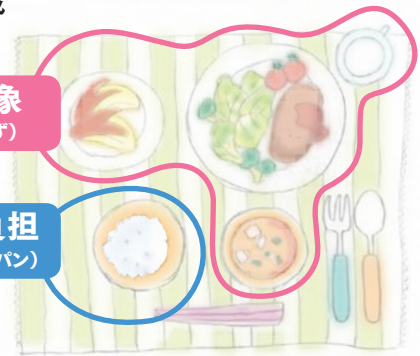
⑤助成率

- ・市町村住民税所得割課税額に応じ、1/2又は1/4
- ・ひとり親家庭は一律1/2
- ・平成28年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降の副食費を**全額助成**
- ・平成30年4月2日以降に生まれた第2子以降の副食費を**全額助成**



助成対象
副食(おかず)

保護者負担
主食(ごはん・パン)



2 子育てファミリー支援事業

平成30年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯(施設利用者及び在宅育児者)に対し、就学前の子を対象とした一時預かり等の利用料を助成します。(所得制限なし)

- ①助成内容 1世帯あたり15,000円(年上限額)
- ②対象サービス お住まいの市町村で実施している一時預かり、病児保育、ショートステイ、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター等